

埋蔵文化財発掘調査支援業務委託共通仕様書

第1章 総則

(適用)

- 第1条 埋蔵文化財発掘調査支援業務委託共通仕様書（以下、共通仕様書という。）は、「記録保存を目的とする発掘調査において民間調査組織の支援導入を実施する場合の指針について」（平成28年3月29日付け27教文第739号、長野県教育委員会教育長通知。）に基づき、千曲市が実施する記録保存を目的とする発掘調査（以下、発掘調査という。）において、民間調査組織へ発掘調査支援業務（以下、支援業務という。）を委託する際に適用する。
- 2 共通仕様書は、前項の支援業務に係る契約書及び設計図書（以下、契約図書という。）の内容について、統一的な解釈及び運用を図ると共にその他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
 - 3 契約図書は相互に補完し合うものとし、これに定められている事項は、契約の履行を拘束するものとする。
 - 4 共通仕様書、埋蔵文化財発掘調査支援業務委託特記仕様書（以下、特記仕様書という。）、図面の間に相違がある場合、または図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違するなど、業務遂行に支障が生じることが想定される場合は、受託者は委託者に確認して指示を受けること。
 - 5 支援業務は、この共通仕様書によるほか、別に定める特記仕様書、土木工事共通仕様書、土木工事現場必携、測量作業共通仕様書、測量規程を参考にすること。

(業務内容)

- 第2条 委託者が行う発掘調査に関して、受託者は次の各号に掲げる支援業務を実施する。
- (1) 発掘調査に必要な資機材の調達、管理、運用
 - (2) 発掘現場の保全、安全管理
 - (3) 発掘作業員等の雇用並びに労務管理
 - (4) 発掘作業に必要な土木工事
 - (5) 発掘作業及び記録保存に必要な測量業務
 - (6) 発掘作業及び記録保存に必要な写真撮影
 - (7) 基礎整理作業
 - (8) その他、委託者が指示する事項
- 2 発掘調査の取り扱い工程は、「記録保存を目的とする発掘調査の基準及び積算基準」（平成25年1月16日付け24教文第550号、長野県教育委員会教育長通知。以下、長野県基準という。）に基づくこと。
 - 3 支援業務を遂行するうえで、受託者は発掘調査の特殊性、重要性を十分に認識し、正確な記録保存及び客観性の確保に努めなければならない。

(用語の定義)

- 第3条 共通仕様書に表記する用語を、次のように定義する。

- 発掘調査 現地における発掘調査作業（以下、発掘作業という。）及び発掘作業の記録と出土品の整理から発掘調査報告書（以下、報告書という。）作成までの作業（以下、整理等作業という。）を経て、報告書の刊行、配布をもって完了する一連の作業をいう。
- 発掘作業 発掘現場で行う伐採、測量（地形測量、調査区設定等）、掘削（表土、包含層、遺構）、記録、出土品の取り上げ、埋め戻し作業及び安全管理等の作業をいう。

- 基礎整理作業 出土品の洗浄・注記・記録類の点検・照合・修正及び台帳作成等、発掘作業中もしくは発掘作業終了後速やかに行い、整理等作業を円滑に進めるための準備作業をいう。
- 調査担当者 委託者に所属する正規職員または会計年度任用職員で、埋蔵文化財行政に対する基礎的知識と考古学・歴史学等の知識をもち、発掘調査を円滑に遂行する能力を有する者。支援業務にあたっては、現地に常駐して契約図書に定められた事項の範囲内において、指示、承諾、協議等を行う。
- 発掘技術者 受託者に所属する正規職員で、考古学・歴史学等の知識をもち、調査担当者の指示を理解し、発掘作業員等を指揮して発掘調査を円滑に遂行する能力を有する者。
- 発掘技術補助員 受託者に所属する正規職員または受託者が臨時的に雇用する職員で、発掘技術者を補助する者。発掘技術者と同等もしくはこれ準ずる能力を有する者であることが望ましい。
- 安全管理技術者 発掘作業にあたり安全管理を行う場合に受託者が配置する者で、労働安全衛生法及び労働基準法に基づく安全管理を行う。
- 土木作業技術者 発掘作業にあたり土木工事を行う場合に受託者が配置する者で、建設業法第 26 条の資格を有する 1 級もしくは 2 級の土木施工管理技士。ただし、土木作業を第三者に委託し、または請け負わせる場合は、第三者において責任者を配置する旨を委託者に届け出たうえで、承諾を得ること。
- 測量作業技術者 発掘作業にあたり測量業務を行う場合に受託者が配置する者で、測量法第 50 条の資格を有する測量士、もしくは測量法第 51 条の資格を有する測量士補。ただし、測量作業を第三者に委託し、または請け負わせる場合は、第三者において技術者を配置する旨を委託者に届け出たうえで、承諾を得ること。
- 発掘作業員 受託者が臨時的に雇用し、発掘作業及び基礎整理作業に従事する者。雇用に際しては、原則として千曲市民を優先する。
- 発掘現場 発掘作業の安全確保のための区域を含む発掘作業場所、現場事務所及び排土置場を含む。
- 現場事務所 受託者が発掘作業及び基礎整理作業のために設置、管理する施設。調査担当者や受託者の各技術者のための管理事務所、発掘作業員のための休憩所、機材及び出土品の倉庫、便所、駐車場等からなり、原則として発掘現場内に設置する。

(提出書類)

第 4 条 受託者は、契約締結後速やかに次の書類を委託者へ提出し、承認を得ること。

- (1) 担当技術者選任通知書
- (2) 発掘技術者履歴書
- (3) 受託者経歴書
- (4) 支援業務実施計画書

2 前項第 4 号の支援業務実施計画書には、次の各号に掲げる事項を記載すること。

- (1) 業務概要
- (2) 業務実施方法
- (3) 業務工程表
- (4) 業務実施体制及び連絡体制通知書
- (5) 主要機械
- (6) 施工管理
- (7) 交通管理
- (8) 安全管理
- (9) 環境対策

- (10) 現場事務所・安全柵等整備計画
- (11) 緊急時の体制
- (12) その他委託者が指定する事項

3 受託者は、提出書類の内容に変更または追加が生じる場合は、事前に委託者と受託者が協議のうえで、変更書類を提出する。

(関係法令等の遵守)

第5条 受託者は、支援業務の遂行にあたって、関連する諸法規及び条例等を遵守しなければならない。

(紛争回避)

第6条 受託者は、支援業務を遂行するうえで紛争が起こらないように努めること。万が一紛争が起きた場合は、受託者は委託者に速やかに報告すると共に迅速に対処し、その結果を書面にて委託者に報告すること。

第2章 支援業務体制

(支援業務に関する管理)

第7条 委託者は、受託者の支援業務の状況を把握し、業務内容や進捗状況が適切であるかどうかを確認するために、受託者の業務管理を行う。委託者は、支援業務全般について受託者に対し指示を行い、または協議・調整の場を設けるよう指示することができる。

- 2 受託者は、委託者の管理の下、必要に応じて週間・月間等の工程会議を開催し、適切な作業内容及び進捗状況に関する情報の共有化を図る。
- 3 委託者は、本条に定める管理に関して、長野県に助言を求めることができる。

(人員体制)

第8条 受託者は、支援業務遂行のために次の各号に掲げる技術者等を配置すること。人員は、契約図書に示された内容とする。発掘現場の状況によって人員に変更を必要とする場合は、委託者と受託者との協議によって決定する。

- (1) 発掘技術者
- (2) 発掘技術補助員
- (3) 安全管理技術者
- (4) 土木作業技術者
- (5) 測量作業技術者
- (6) 発掘作業員

2 前項に示す技術者等のうち、支援業務遂行上発掘現場の秩序を乱し、または近隣住民及び関係者とのトラブルを起こすなど発掘調査に支障を及ぼす者があるときは、委託者は受託者に対し従事者の交代を命ずることができる。

(発掘技術者)

第9条 発掘技術者は、契約図書及び委託者または調査担当者の指示、協議内容を理解したうえで、発掘作業及び基礎整理作業の施工管理、技術者等の労務管理、成果物の整備・保管等、現場における支援業務の一切を管理する受託者の代理人となる。

- 2 発掘技術者は、発掘作業及び基礎整理作業を円滑に運営するため、土木作業技術者、安全管理技術者及び測量作業技術者と調整を図ると共に、発掘作業員を指示する。
- 3 発掘作業期間中は発掘現場に常駐し、原則として支援業務終了まで変更することができな

い。ただし、病気等やむを得ない事情により支援業務半ばで変更を行う場合は、事前に委託者と協議のうえで、承諾を得ること。

4 委託者の許可なく、同時に複数の発掘調査に重複して従事できない。

(安全管理技術者)

第10条 安全管理技術者は、支援業務を安全に遂行するため、発掘現場における安全管理体制の整備、安全教育、発掘作業における安全衛生管理及び点検を行う。

(土木作業技術者)

第11条 土木作業技術者は、契約図書及び発注者または調査担当者の指示、協議内容等を理解したうえで、発掘技術者及び安全管理技術者と調整を図りながら、土木工事や現場事務所の設置及び設備の整備、重機を含む土木機械の管理を行う。

2 第9条第3項及び第4項の規定は、土木作業技術者について準用する。

(測量作業技術者)

第12条 測量作業技術者は、契約図書及び調査担当者の指示、協議内容等を理解したうえで、発掘技術者及び安全管理技術者と調整を図りながら、必要に応じて発掘作業員に指示し、測量作業及び基礎整理作業を行う。

(現場事務所)

第13条 受託者は、契約図書の示すところにより次の施設を設置し、支援業務終了後の撤去まで適切な維持管理を行う。

- (1) 管理事務所
- (2) 発掘作業員のための休憩所、トイレ及び関係者駐車場
- (3) 機材及び出土品の倉庫
- (4) その他必要となる施設

2 各施設の設備は、契約図書によるものとする。

第3章 管理・運営

(安全管理)

第14条 受託者は、労働安全衛生法等関係法令を遵守し、技術者等の安全教育、安全衛生管理計画の策定と技術者等への徹底、緊急連絡網の作成等を行い、安全管理体制の確立に万全を期す。

2 受託者は、万が一業務遂行に影響を及ぼすと考えられる事故、災害及び身体に障害を生じることとなるような事故等が発生した場合は、迅速かつ適切な措置を講じるとともに、遅滞なくその状況を書面にて委託者に報告する。

3 受託者は、発掘現場に夜間・休日等に第三者がみだりに立ち入りできないよう安全柵等を設置し、安全管理を行う。

4 受託者は、安全管理上必要な立入禁止看板やその他必要と認められるものを準備し、発掘現場に設置する。

5 受託者は、発掘作業時間以外の夜間及び土日・祝日等の作業を行わない時間帯における発掘現場の安全対策、風水害等自然災害に対する災害防止対策を行う。

(労務管理)

第15条 受託者は、発掘作業を行ううえで、法令上必要な資格及び免許を必要とする業務を行う場合は、必要な有資格者または機材等を確保し、発掘作業を安全かつ円滑に進める。

- 2 受託者は、関係法令の定めるところに従い、労災保険及び社会保険、失業保険等に加入し、技術者等の保証を適切に行う。
- 3 発掘技術者は、技術者等の勤務状況を正確に把握し記録すること。
- 4 発掘作業時間や休息、休憩時間は、受託者において決定し、委託者の承諾を得る。
- 5 土日・祝日及び時間外の発掘作業は、原則として行わない。やむを得ず実施する場合は、委託者と協議すること。
- 6 雨天等により作業を中止する場合は、調査担当者と協議のうえで発掘技術者が決定し、技術者等に連絡する。

(施工管理)

- 第16条 受託者は、発掘作業を実施する地域を管轄する警察署、道路管理者、労働基準監督署等関係機関及び地元自治会等の関係者並びに委託者と緊密な連携をとり、交通安全、災害、公害防除、防犯等について万全を期す。
- 2 一般道路、鉄道、河川、用水路、電気設備、水道、その他の施設等で、受託者が発掘作業時に必要と認めた箇所の施工及び利用にあたっては、あらかじめ委託者の承諾を得たうえで、関係官公署及び企業・団体・地元関係者等と協議・調整し、発掘作業に支障をきたさないよう処理する。
 - 3 受託者は、発掘作業に先立ち、地下埋設物、電線、立木等の有無及び里道・水路等の確認を十分に行い、各施設管理者等の関係各機関と協議・調整を行い着手する。特に、地下埋設物や電線については位置を確認すると共に、発掘作業実施に際しては損傷しないように十分注意すること。万が一、発掘作業中に損傷を与えた場合には、受託者の責任において復旧するものとする。
 - 4 受託者は、発掘作業をするためにやむを得ず他人の土地に入る場合は、あらかじめ土地所有者等の承諾を得ること。
 - 5 受託者は、支援業務の適正な施工を確認し保存するため、施工内容を写真等により記録保管する。

(環境保全)

- 第17条 受託者は、発掘現場周辺の自然及び生活環境へ悪影響を及ぼさないように努めること。
- 2 騒音、振動、砂塵、ゴミの発生など、発掘作業に伴って発生する事項により周辺住民から苦情が寄せられた場合は、速やかに委託者に報告し、受託者が対応すること。ただし、発掘調査そのものに対する市民からの問い合わせについては委託者が対応する。

第4章 発掘作業

(計画・準備)

- 第18条 受託者は、発掘作業の準備として、委託者との事前協議を入念に行うと共に、関連業者及び関係機関との連絡調整を行うこと。ただし、委託者が行うことが適当な場合は、この限りではない。
- 2 受託者が、発掘作業着手前に周辺住民等に周知する必要がある場合は、委託者は受託者に協力すること。
 - 3 受託者は、発掘作業に必要な資機材及び用具について、契約図書に指定されているものを用意し使用すること。ただし、受託者は、作業の安全性や効率を高めるため、委託者の承諾を得て、契約図書に指定されていない資機材及び用具を使用することができる。

(伐採・伐根・除草)

第19条 受託者は、発掘作業にあたり、契約図書に従って伐採、伐根、除草を実施し、発生した廃棄物を適切に処理する。

- 2 伐採等の範囲、方法については、調査担当者の指示によるものとし、発掘現場の隣接地に影響を与えず、埋蔵文化財を損傷することがないように配慮する。

(調査区の設定)

第20条 受託者は、契約図書に従って、測量基準点を設置し調査区を設定する。

- 2 調査区は掘削作業が円滑にできるよう、現地に明確に表示する。

(掘削作業)

第21条 掘削作業には、表土掘削、遺物包含層掘削、遺構検出、遺構埋土掘削がある。受託者は、これら作業の特殊性・重要性を十分理解し、土木作業技術者及び発掘技術者に周知徹底を図るとともに、委託者の指示に従い万全の注意を払って行うものとする。

- 2 受託者は、掘削作業で重機を使用する場合、作業内容や発掘区の状態、掘削土量、排土置場等を勘案して適切な機種及びオペレーターを使うこと。なお、バックホウを使う場合、バケットは法面整形用もしくは爪を鉄板で覆ったもの（平爪）を用いる。
- 3 発掘技術者及び発掘技術補助員（以下、発掘技術者等という。）は、機械、人力を問わず、掘削を開始するにあたって、掘削の範囲、深さ、方法等について調査担当者の指示を受け、指示された掘削が完了したときは、速やかに調査担当者に報告し、指示を受ける。
- 4 掘削作業を第三者に再委託または下請させる場合は、受託者において第三者に対してもその周知徹底を図る。

(基本土層の把握)

第22条 発掘技術者等は、調査担当者が指示する位置・深度・掘削方法により、表土掘削に先行して基本土層を把握する。

- 2 発掘技術者等は、表土掘削に先行して基本土層を把握することが困難な場合、トレンチ等の掘削時期と方法について、調査担当者と協議して決定する。
- 3 発掘技術者等は、調査担当者と共に基本土層及び遺構検出面を的確に把握し、その後の発掘作業工程に反映させること。なお、土層注記には最新の『新版標準土色帖』を用いる。
- 4 発掘技術者等は測量作業技術者と調整のうえで、発掘作業期間中に調査区壁の記録（実測及び写真撮影等）を行う。
- 5 基本土層の把握段階で出土した遺物は、トレンチ単位に取り上げること。また、調査担当者の指示により、必要に応じて土壌サンプルを採取する。

(表土掘削)

第23条 発掘技術者等は、調査担当者の指示により、バックホウにより表土掘削を行う。

- 2 表土掘削を行うにあたり、遺構及び遺物包含層を損傷させないため、バックホウを在来地盤から後退しながら掘削するなど、掘削後の調査面に重機を進入させない。
- 3 表土掘削段階で出土した遺物は、表土一括で取り上げる。
- 4 表土掘削中に、発掘作業に起因しない産業廃棄物や不発弾等の予期せぬ支障物件が発見された場合には、直ちに掘削作業を中断し、安全を確保しつつ調査担当者の指示を仰ぐ。

(遺物包含層掘削)

第24条 発掘技術者等は、表土掘削終了後、遺構検出面上に堆積する遺物包含層を掘削すること。掘削方法は、調査担当者と協議のうえ決定する。

- 2 発掘技術者等は、遺物が出土した遺物包含層と、第22条で確認した基本土層を対応させ、

調査所見を適切に記録する。

- 3 遺物包含層掘削段階で出土した遺物は、グリッド単位で取り上げる。なお、調査担当者から別に指示がある場合はこれに従う。
- 4 発掘技術者等は、通常の掘削作業では採取し難い極小遺物（以下、極小遺物という。）及び土壌サンプルを採取するため、調査担当者の指示により、土壌の一部を取り上げる。

（遺構検出）

- 第 25 条 発掘技術者等は、遺物包含層掘削終了後に遺構検出を行い、調査区内の遺構の所在を把握する。
- 2 発掘技術者等は、遺構検出終了後、調査担当者の指示により、検出状況の写真撮影を行う。
 - 3 発掘技術者等は、遺構配置略図を作成し、各遺構に番号を付けること。遺構の略号は、調査担当者の指示に従う。
 - 4 発掘技術者等は、検出した遺構の配置等を的確に把握し、その後の発掘作業工程に反映させると共に、その内容を調査担当者に報告すること。
 - 5 遺構検出段階で出土した遺物は、各遺構任意の分割単位で取り上げる。なお、調査担当者から別に指示ある場合はこれに従う。

（遺構埋土掘削）

- 第 26 条 発掘技術者等は、遺構検出終了後、埋土観察面の設定を行いながら遺構掘削を行うこと。埋土観察面は、調査担当者の指示により、遺構の記録に適した箇所に必要数を設定する。
- 2 発掘技術者等は、遺構掘削を慎重に行うこと。埋土中から遺物等が出土した際の取り上げ方法や記録方法は、調査担当者の指示に従う。
 - 3 発掘技術者等は、極小遺物及び土壌サンプルを採取するため、調査担当者の指示により、炉、カマドその他の個所の埋土を取り上げる。
 - 4 発掘技術者等は、遺構の底面（生活面・使用面・掘方等を意識すること）を確認した後、埋土観察面を精査し遺構埋土の分層を行う。
 - 5 発掘技術者等は、分層終了後、写真記録及び図面記録を行い、土層の注記をする。
 - 6 発掘技術者等は、遺構埋土の記録後、遺構の完掘作業を行い、完掘状況の写真記録及び図面記録を行う。
 - 7 発掘技術者等は、遺構ごとに内容（種類、位置等）及び作業状況（調査方法に係る試行錯誤の過程等）を記録し、遺構観察台帳を作成する。

（排土・排水の処理）

- 第 27 条 受託者は、掘削作業により生じた排土置場が発掘現場内に確保できない場合、委託者の承認を得て、発掘現場外に排土置場を確保すること。排土置場までの運搬方法は、委託者と受託者において協議のうえ決定する。
- 2 土木作業技術者は、発掘現場内に仮置きした排土を成形し、養生シート・土砂防止柵等の必要な対策を講じて、崩壊、飛散、流出しないよう適切に管理すること。
 - 3 土木作業技術者は、発掘調査中の雨水、湧水等を、発掘作業に支障をきたさないよう適切に排水すること。また、排水時には周辺住民の生活及び農作業等に影響が及ばないよう、十分注意すること。

（遺構等の保護）

- 第 28 条 発掘技術者等は、遺構・遺物等が損なわれないよう、必要に応じて養生マットやシート等をおかけるなど、その保護に努めること。なお、寒冷期は、調査担当者と協議のうえで、遺構・遺物等の凍上を軽減するための措置を講ずる。
- 2 発注者が、土層の剥ぎ取りや遺構の切り取り等、遺構等の保存のため特別な作業を実施す

る場合、受託者はこれに協力する。

(遺物等の取り扱い)

第 29 条 遺物が土中にある場合、発掘技術者等は発掘作業員に対して、みだりに取り上げないよう指示する。

- 2 発掘技術者等は、発掘作業員に対して、遺物や土壌サンプル及び極小遺物採取用の土（以下、遺物等という。）の取り扱いについて、紛失、混同、破損等がないよう十分注意するよう指導する。
- 3 遺物等は、取り上げ単位ごとポリ袋等に収納し、取り上げ日、取り上げ単位を記載する。
- 4 木製品・金属製品等の脆弱遺物の取り上げは、調査担当者と協議のうえ、適切な方法で行う。
- 5 脆弱遺物は、破損や腐朽を防ぐため、その性質にあわせて適宜収納し、取り上げ日、取り上げ場所を記載する。
- 6 遺物等を収納したポリ袋等は、調査担当者の指示により、委託者が指定した保管箱にまとめて収納すること。保管箱には、遺跡名（遺跡記号）及び収納単位（遺構名またはグリッド名等）を記載する。
- 7 受託者は、契約図書の示すところにより、取り上げた遺物等を運搬、保管する。

(調査期間中の報告・協議)

第 30 条 発掘技術者は、調査対象及び遺跡全体の評価・判断に関わる調査状況を、細部にわたりの確に把握し、調査担当者に報告・協議する。

(理化学的分析)

第 31 条 委託者が、発掘作業中に確認した土壌・遺物の理化学的分析を実施する場合、受託者はこれに協力する。

(応急保存処理)

第 32 条 発掘技術者等は、木製品・金属製品等出土した脆弱遺物について、調査担当者の指示により応急の保存処理を行う。

(記録写真撮影作業)

第 33 条 発掘技術者等は、契約図書に示す機材及び媒体により、発掘作業における遺構検出状況、掘削状況、遺物出土状況、完掘状況、土層断面及び調査区壁面における土層体積状況、その他記録保存の観点から必要と考えられる写真を撮影する。

- 2 発掘技術者等は、写真撮影台帳を作成し撮影内容を把握するとともに、撮影した写真のデータ（撮影日、撮影対象、撮影方向等）を記録する。
- 3 土木作業技術者及び発掘技術者等は、発掘作業状況を適宜撮影する。

(空中写真撮影作業)

第 34 条 発掘技術者は、設計図書の示すところにより、調査区全体及びその周辺を含む景観写真または測量用写真を撮影すること。撮影時期・撮影範囲・撮影角度などは、調査担当者と協議のうえ決定する。

- 2 撮影は、原則としてラジオコントロールヘリコプターによること。ただし、調査区周辺の条件によりラジオコントロールヘリコプターが使用できない場合は、同程度の成果が得られる代替方法について、委託者の承諾を得たうえで行う。
- 3 発掘技術者は、撮影の実施にあたり、国土交通省が定めた「無人航空機の飛行に関する基本的なルール」及び「無人航空機（ドローン、ラジコン機等）の安全な飛行のためのガイド

ライン」に基づき、あらかじめ関係法令に定めのある各種申請（低空申請）を行い、事前に許可・承認を得る。また、撮影地の状況を事前に調査し、高圧線、電柱、鉄塔、高層建築物、樹木、地形等の安全確認と、騒音公害等の対策を講ずる。

- 4 発掘技術者は、撮影後速やかに調査担当者とその成果を報告し、再撮影が必要な場合は調査担当者の指示に従う。

（測量作業）

第 35 条 発掘技術者は、作業の特殊性・重要性を十分理解し、測量作業技術者及び発掘作業員に周知徹底を図ると共に、調査担当者の指示に従い万全の注意を払って行う。

- 2 本業務を実施する場合の項目は、次のとおりとする。

- (1) 基準点測量（水準点測量を含む）
- (2) 地形測量
- (3) グリッド設定
- (4) 遺構測量
- (5) 遺物出土状況測量

（基準点測量）

第 36 条 基準点の座標は、原則として世界測地系の座標を用いること。

- 2 基準点測量は、「国土交通省公共測量作業規程」による 3 級もしくは 4 級によるものとする。
- 3 水準点測量は、国家水準点または発掘現場が存在する自治体管轄の公共水準点を与点として実施する。

（ベンチマーク及びグリッド設定）

第 37 条 発掘技術者は、調査担当者との協議のうえで、表土掘削後の適切な時期に、遺構・遺物の出土位置等を表す基準となるベンチマーク及びグリッドを設定する。

- 2 測量作業技術者は、原則として調査区内に基準点の座標に則して、調査担当者の指示する位置にベンチマークを設定し、必要に応じて調査担当者の指示する間隔にグリッド杭を打設する。
- 3 ベンチマークやグリッドは、視通の確保、精度の管理、後続作業の利便性を考慮して、最も適切と判断される箇所に設置するものとし、原則として調査が終了するまで保護すること。なお、基準点または水準点の観測成果は、作業中適宜利用できるように整備する。

（地形測量）

第 38 条 地形測量は、原則として、発掘作業前と遺構埋土掘削の終了後に行う。調査担当者の指示により省略する場合がある。

- 2 測量作業技術者は、地形測量作業を実施するにあたり調査担当者との事前に現地踏査を行い、データの取得について協議を行う。
- 3 測量作業技術者は、光波測距儀等を用いて地形測量を実施する。
- 4 等高線間隔は、調査担当者の指示するところによるものとする。
- 5 地形測量面積は、契約図書に示すところによるものとする。

（遺構測量）

第 39 条 遺構測量は、遺構検出状況、遺構埋土堆積状況、遺構完掘状況、遺構各施設の詳細及び遺物の出土状況等の図化に必要な観測作業である。

- 2 発掘技術者等は、遺構測量作業を実施するにあたり、測量作業の内容や時期、方法、段取りについて、調査担当者との事前に協議すると共に、測量作業技術者と調整し適切に行う。

(作成図面)

第40条 受託者は、図化作業にあたって測量データをもとに、必要に応じて次の素図を作成する。
なお、素図とは委託者が校正する前の、受託者が作成した測量図のことをいう。

- (1) 地形測量図
- (2) 調査区設定図(調査区割付図)
- (3) 調査区全体図(遺構配置図、オルソデータ含む)
- (4) 土層断面図
- (5) 遺構個別平面図及び断面図
- (6) 遺物出土状況図及び断面図
- (7) その他、委託者が指示する図面

(発掘現場の撤収)

第41条 受託者は、契約図書のと定めるところにより、周囲の環境保全に留意しながら掘削土を埋め戻す。ただし、調査担当者から別に指示がある場合はそれに従う。

- 2 受託者は、安全柵や現場事務所、その他発掘作業に要した施設・設備を撤去するとともに、発掘作業によって発生した廃材・廃棄物等を適切に処分する。
- 3 埋め戻し時期や方法、後片付け等については、委託者との協議のうえで決定する。
- 4 受託者は、発掘現場の撤収後、委託者の確認を受けること。

(教育普及活動への協力)

第42条 受託者は、発掘作業及びその成果を千曲市民等へ情報公開するため、見学者の立ち入りを許可する場合がある。この場合、受託者はこれに協力し、安全確保に努めるものとする。

- 2 委託者が、支援業務の期間中に発掘現場で教育普及活動を実施する場合、受託者はこれに協力する。
- 3 受託者は、教育普及活動の実施に際し、遺構等を良好な状態で公開し見学者の安全を確保するため、委託者と協議のうえ、排水、遺構面の清掃及び事故防止のための通路の確保等を事前に行うと共に、実施日当日の保安要員、交通整理員等の配置や保険の加入等を行う。
- 4 発掘作業中の報道関係者への対応は、委託者がこれを行う。

第5章 基礎整理作業

(極小遺物の収集及び脆弱遺物の取扱い)

第43条 受託者は、極小遺物を採取するため土層の一部や埋土を採取した場合、ウォーター・ローテーション法等の適切な方法により極小遺物を採取し、調査担当者の指示により分類したうえで、第29条第3項及び第6項により取り扱う。

- 2 受託者は、脆弱遺物を遺構の一部とともに取り上げた場合、委託者と協議のうえ、適切な方法で脆弱遺物を取りはずす。その際、調査担当者の指示により、脆弱遺物の出土状況や遺構の状況について、必要な記録写真を撮影し実測図を作成する。また、取り上げた脆弱遺物は第29条第5項により取り扱う。

(遺物の洗浄及び注記等)

第44条 受託者は、原則としてすべての出土遺物の洗浄を行う。ただし、調査担当者から別に指示がある場合はそれに従う。洗浄を行う場合は、原則として発掘現場とするが、委託者と協議のうえ、他の場所で行うことができる。

- 2 受託者は、原則としてすべての出土遺物個々について、遺跡名(遺跡記号)、出土場所または取り上げ番号を注記する。ただし、調査担当者から別に支持がある場合はそれに従う。

- 3 注記を終えた遺物は、調査担当者の指示により、委託者が指定した保管箱に種別に収納する。保管箱には、遺跡名（遺跡記号）、種別及び収納単位（遺構名またはグリッド名等）を記載する。

（写真の整理）

第45条 受託者は、撮影したフィルム写真はすべて現像し、密着印画（ベタ焼き）とともに、委託者が指定したアルバム等へ撮影順に収納する。

- 2 密着印画の各コマには、撮影日、撮影内容、撮影方法を記載する。ただし、調査担当者から別に指示がある場合はそれに従う。
- 3 受託者が撮影したデジタル写真は、すべて委託者が指示した媒体へ保存するものとする。ただし、失敗写真、判別不能写真等、明らかに不要とみられる写真は、調査担当者の確認・指示により消去することができる。

（図面の整理）

第46条 発掘技術者等または測量作業技術者は、第40条の各号に示した素図を点検し、明らかな誤記や記述・記載漏れの加除修正を行ったうえで、調査担当者の点検を受ける。

- 2 調査担当者の点検に際して、発掘技術者等または測量作業技術者は、素図の加除修正を行った個所とその理由を明確にしておくと共に、調査担当者から指摘のあった事項について再度点検作業を行い、改めて調査担当者の点検を受ける。
- 3 デジタルの素図は、契約図書に従ってプリントアウトする。
- 4 発掘技術者等または測量作業技術者は、1項から3項の作業後、調査担当者の指示により図面に一連の番号を付して収納する。

（台帳の作成及びその他記録の整理）

第47条 発掘技術者等は、基礎整理作業を行った遺物、写真及び図面について、それぞれ収納台帳を作成する。

- 2 台帳は、調査担当者が指示する項目についてデジタルで作成し、委託者が指示する媒体と共にプリントアウトして保存する。
- 3 発掘技術者等は、発掘作業に係る写真及び図面以外の記録について点検し、明らかな誤記や記述・記載漏れの加除修正を行ったうえで、調査担当者の点検を受け、種類ごとに適切な保存を行う。

第6章 成果物及び検査

（納入成果物）

第48条 受託者は、支援業務が完了したときは、委託者が別に示す期日までに、次に示した成果物を提出する。各成果物の内訳は、納入成果物一覧表のとおりとする。

- (1) 業務管理成果物
 - (2) 発掘作業成果物
 - (3) 写真撮影成果物
 - (4) 測量実測成果物
 - (5) 理化学分析及び応急処理成果物
 - (6) 基礎整理成果物
- 2 受託者は、前項で規定した成果物とは別に、委託者の求めがあったときは、出土品及び発掘作業で作成した記録類をただちに提供する。

(成果物等の帰属と保管)

第49条 支援業務における成果物及びその著作権はすべて委託者に帰属し、受託者は委託者の許可なく他に公表、貸与または使用してはならない。

- 2 提出する成果物は、前条第1項の規定により、委託者が別に示す期日までに受託者の責任において良好な管理下で、無償で保管する。

(完了検査)

第50条 受託者は、支援業務が完了したときは、成果物と共に業務完了届を委託者に提出し、検査を受けるものとする。なお、検査を受けるにあたって受託者は、委託者の指示に従い、必要な資料等を提出する。

(是正指示)

第51条 委託者は、前条の規定による検査の結果、成果物の一部もしくは全部の是正が必要と認められた場合には、受託者に対して、期限を定めて是正を指示することができる。

- 2 受託者は、前項の規定により委託者から是正指示があった場合は、速やかに是正の措置をとる。

第7章 その他

(開発事業者との協議)

第52条 委託者が当該開発事業に係る関係者と協議を行う場合、受託者は委託者の求めに応じて協力する。

(守秘義務)

第53条 受託者は、支援業務中知り得た個人情報及び調査に関わる情報を、第三者に漏らしてはならない。

- 2 個人情報の取扱いについては、契約図書に定めるところの「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(再委託)

第54条 受託者は、支援業務の全部を第三者に委託または請け負わせてはならない。

- 2 受託者は、コピー、写真の現像・焼付、計算処理、データ処理などの簡易な業務の再委託にあたっては、委託者の承諾を必要としない。
- 3 受託者は、前項に規定する業務以外を再委託または請け負わせる場合は、委託者に届け出たうえで、承諾を得ること。

(その他)

第55条 契約図書、共通仕様書及び特記仕様書等に記載のない事項または設計数量・内容等に変更が生じた場合は、その都度委託者と受託者が協議して決める。

納入成果物一覧表

(1) 業務管理成果物

- ① 工程表
- ② 労務管理資料
 - ・名簿、出勤簿、賃金等支払台帳 等
- ③ 安全管理資料
- ④ 施工管理写真
- ⑤ その他、委託者が指示する成果物

(2) 発掘作業成果物

- ① 調査位置図
- ② 調査日誌
- ③ 数量管理資料

【計算書等】

- ・数量総括表
- ・調査面積計算書
- ・掘削面積計算書
- ・表土、遺物包含層土量計算書
- ・遺構土量計算書
- ・トレンチ、下層確認調査等計算書
- ・埋め戻し土量計算書（必要時のみ）
- ・整地面積計算書（必要時のみ）

【日報・月報・工程会議録等】

- ・作業日報（随時提出）
- ・作業月報（随時提出）
- ・運転日報（随時提出）
- ・掘削土量計算のための測量簿（随時提出）
- ・週間及び月間の工程会議簿（随時提出）

【備品等報告書】

- ・発掘事務所等備品納品完了報告書
- ・発掘事務所等備品撤収完了報告書

【図面】

- ・調査位置図
- ・調査面積図
- ・掘削面積図（測点及び点名を明記）
- ・地区割図
- ・トレンチ、下層確認調査面積図（遺構、トレンチ番号等を明記）
- ・整地範囲図（位置、範囲、総面積を明記）

④ 業務報告資料

- ・仮設事務所配置位置図
- ・排土運搬図（運搬経路と排土置場を明記）
- ・産業廃棄物処理報告（マニフェスト含む）

⑤ 打合記録簿

⑥ 遺構観察台帳

⑦ 出土品

⑧ その他、委託者が指示する成果物

(3) 写真撮影成果物

- ① 35 mm銀塩モノクロフィルム（ベタ焼きと共に指定アルバムに収納）
- ② 35 mm銀塩カラーポジフィルム（指定形式で指定アルバムに収納）
- ③ 中判モノクロフィルム（ベタ焼きと共に指定アルバムに収納）
- ④ 中判カラーポジフィルム（指定アルバムに収納）
- ⑤ フルサイズデジタル写真データ（データ形式は JPEG で、規定媒体に保存）
- ⑥ デジタル写真サムネイルプリント（指定サイズの紙焼きを指定アルバムに収納）
- ⑦ 測量用に撮影した写真等フィルム（指定アルバムに収納）
- ⑧ 測量用に撮影した写真データ（データ形式は JPEG で、規定媒体に保存）
- ⑨ 記録写真撮影台帳
- ⑩ その他、委託者が指示する成果物

(4) 測量実測成果物

- ① 測量成果簿
 - ・ 基準点測量、遺構測量（観測簿、計算簿）
 - ・ 作業記録及び写真（データ形式は JPEG で、規定媒体に保存）
 - ・ 機器検定証明書
- ② 地形測量図（指定形式で収納、データは指定媒体に保存）
- ③ 調査区設定図（指定形式で収納、データは指定媒体に保存）
- ④ 調査区全体図（指定形式で収納、データは指定媒体に保存）
- ⑤ 遺構個別平面図（指定形式で収納、データは指定媒体に保存）
- ⑥ 遺物出土状況図（指定形式で収納、データは指定媒体に保存）
- ⑦ その他必要なドットマップ（指定形式で収納、データは指定媒体に保存）
- ⑧ 千曲市行政地図情報(GIS) 搭載用データファイル（指定形式で収納、データは指定媒体に保存）
- ⑨ 図面台帳、各図面の点検・校正結果一覧表（指定形式で収納、データは指定媒体に保存）
- ⑩ その他、委託者が指示する成果物

(5) 理化学分析及び応急処理成果物

- ① 理化学分析のサンプル及び脆弱遺物の実物
- ② 理化学分析及び脆弱遺物応急措置の作業カルテ及び報告書
- ③ 必要に応じて顕微鏡写真、X線写真、赤外線写真
- ④ その他、委託者が指示する成果物

(6) 基礎整理成果物

- ① 出土品
- ② 出土品の基礎整理台帳、諸記録の点検・校正結果一覧表
- ③ 概要報告書
- ④ その他、委託者が指示する成果物